令和7年度　電子申請受付システムに関する質疑回答

2025/4/22　作成

カテゴリ	内容	回答
1. 利用開始のための環境	利用を始めるにあたり必要となる環境は。	インターネットまたはLGWAN接続のパソコン(Core i5・メモリ8GB程度)と電子メールアドレスがあれば利用できます。図面をモニターで審査する場合、PDF閲覧ソフトなども別途必要になります。
2. 接続環境とセキュリティ	システムの問い合わせ対応窓口はICBAか、それとも審査機関か。	システム操作面はICBA、運用面は審査機関が対応する想定です。
3. テスト利用・試行環境	テスト利用のみを行う形での契約可否は。	一般公開せずに運用する設定が可能です。
4. 契約形態・運用設定	電子申請受付システムへの参加状況を確認することは可能か。	下記サイトの「電子申請受付システム契約状況」で確認可能です。 https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-system.html#gaiyo なお、特定行政庁及び指定確認検査機関からは、消防同意の提出先一覧からも確認できます。
4. 契約形態・運用設定	受付時の自動配信メールや、利用規約にリンクを張る運用は。	新規申請や補正提出があった際、登録メール宛に自動通知されます。受付機関別規約に外部サイトへのリンクを設置可能です。
4. 契約形態・運用設定	独自システムを利用している場合、新システムと連携できるか。	連携できます。連携のためには独自システムの改修が必要です。
4. 契約形態・運用設定	受付システムに確認申請と関係のない電子ファイルを保存できるか。	本システムは申請・審査用図書を保管する目的であり、汎用ファイル保管庫とする機能はありません。
4. 契約形態・運用設定	副本へのウォーターマークや消防同意済スタンプなどを自動付与できるか。	システムには透かし等を自動挿入する機能はなく、審査者がPDF編集ソフトで加工後に再アップロードする運用です。
4. 契約形態・運用設定	電子申請受付システムの審査完了データは台帳登録閲覧システムに自動連携されるか。	自動連携はされません。電子申請受付システム側で『台帳連携』、台帳登録閲覧システム側で『法定台帳連携』操作を行うことで連携されます。
4. 契約形態・運用設定	申請者の中には、一部の書類の作成を他者に任せることをしているが、その様な場合に、申請者で利用者を振り分けることができるのか。	共有する相手先のメールアドレスを設定することにより、申請者内で他者の利用者も当該物件を参照し、編集することができるようになります。
4. 契約形態・運用設定	電子申請受付システムから台帳登録閲覧システムへ文字情報やPDFファイルを含めて連携することは可能か、またファイル選別はどう行うか。	連携可能です。連携操作時に、どのPDFを連携するか目視選択します。建築計画概要書など必要ファイルを選んで送れます。
5. 手数料納付	電子申請の手数料納付方法はシステムに搭載されるか。	本システムに手数料収納機能はありません。現金や証紙、リモート決済など、各機関で別途検討が必要です。
6. 入力	過去に申請したデータを流用して新規申請できる機能の有無は。	実装されています。
6. 入力	申請者が電子申請受付システムを利用する際、利用者登録は必須か。	申請者自身でシステム上から利用者登録する必要があります。審査機関を介さずに登録可能です。
6. 入力	対応ファイル形式は。	添付可能ファイルはPDF・Word・Excelです。
6. 入力	受付番号などの番号体系カスタマイズの可否は。	受付番号体系は本システムの仕様に基づくの固定の番号体系です。
6. 入力	1回の申請でアップロードできるデータ容量の上限は。	1送信あたり1GBまで可能です。

令和7年度　電子申請受付システムに関する質疑回答

2025/4/22　作成

カテゴリ	内容	回答
7. 審査	受付前に補正指示を行い、申請図書の追加・差替をしてから正式受付にする運用は可能か。	可能です。申請後、引受判断前に補正指示を出すことで図面追加等ができます。引受承諾を行うと受付日が確定し正式受付となります。
7. 審査	図面審査のイメージとPDF表示ソフト、審査上の距離計測の扱いは。	システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力するイメージです。ただし、システム内に図面表示機能はなく、各自でPDFビューワを使用します。Adobe Acrobat等機能の計測ツールで長さの確認などが可能です。
7. 審査	構造適判副本との整合や差分チェック、様式記載事項の入力チェック機能は。	システムで自動的に構造適判との整合は行いませんが、差分チェック機能でPDFの変更点確認が可能です。様式入力には簡易なチェック機能があります。
7. 審査	審査期限のカウントダウン表示は。	期限残日数の表示機能はありません。
7. 審査	申請者とのやりとり完結の可否は。	補正指示や図面差替えなどのやりとりはシステム内で完結します。
7. 審査	書面申請分をスキャンしてオンラインで消防同意を依頼する方法は可能か。	『申請手動登録』から情報を入力し、スキャンしたPDFを添付して同意依頼可能です。
7. 審査	審査完了後の決裁方法とシステムの流れは。	書面申請と電子申請が混在し、書面申請が大半を占める間は、決裁方法も書面申請に寄せて運用する事例が多いようです。この場合、決裁用に主要な申請図書を添付して対応しているとお聞きしています。
7. 審査	消防機関から補正指示があった場合、さきに消防依頼で送信済みの図面は補正可能か。	補正可能です。補正指示は確認審査担当から申請者に転送いただき、まず申請正本を補正します。その補正された正本を確認審査担当が消防機関に送信することにより、消防依頼時の図面の補正が完了します。
8. 消防	消防機関からの補正指示内容が副本に反映されたことは、消防機関は確認できるか	確認できません。消防機関は審査機関から消防機関に送信されたファイルしか参照できないため、補正する場合、消防機関からの指摘事項を審査機関が申請者に伝え、提出された図面ファイルを差し替えた上で、当該差し替え済みファイルが消防機関に送られるようになります。
8. 消防	消防署内で他の職員との情報共有は可能か。消防本部との情報共有は可能か。	他の職員との情報共有は可能です。消防署としてアカウントを取得後、そのアカウントから職員用IDを自由に発行することができます。この場合、どの職員用IDでログインしても表示できる物件の範囲は同じです。消防本部と消防署の情報共有はできません。
8. 消防	消防機関が利用しているシステムとの連携予定はあるか。	ECネッツエスアイ社や富士通ゼネラル社の提供システムが一定数の消防機関で利用されていることは承知していますが、具体的な連携予定はありません。なお、東京消防庁では、本システムを経由して東京消防庁の運用する「消防同意依頼システム」にデータが届くよう連携する方針とお聞きしています（対応時期は未定です）。

令和7年度　電子申請受付システムに関する質疑回答

2025/4/22　作成

カテゴリ	内容	回答
8. 消防	消防同意依頼を電子化する際、消防との書面手続きが必要か。	必要ありません。各消防が何らかの手続を求める場合は、各消防によってあらかじめ入力した注記事項を電子申請受付システムの送信先消防一覧に表示することを想定しています。
8. 消防	消防機関向け利用料はどうなるか。	消防は期限の定めなく無償利用と決定しています。
9. その他	今後、指定構造適判機関向けの機能が稼働した場合、申請者側は同じシステムから利用できるのか。	申請者は、確認申請で入力した内容を構造適判申請に「コピー」できる仕様とする方針です。「リンク」する予定はありません。
9. その他	交付後に建築主変更などで入力データを修正する場合、受付システムと台帳を両方変更する必要があるか。	法定台帳は台帳登録閲覧システムであり、そちらを修正すれば足ります。電子申請受付システムの保存データのうちPDFファイルが法的な保存図書としての位置づけです。
9. その他	浄化槽協会など外部協会などと連携しているため、当該協会等に利用権限を設定することは可能か。	協会には貴行政庁がアカウントを付与すれば共有自体は可能ですが、特定物件だけに権限を絞る機能はなく、同一組織として全物件を参照できる形になります。